

3川監第1035号  
令和4年3月31日

請求人 NPO法人 国民の健康と生活を守る会  
理事長 金屋隼斗様

川崎市監査委員 大村研一  
同 植村京子

#### 川崎市職員措置請求について（通知）

令和4年3月1日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

## 理 由

- 1 本件措置請求は、市が秋田恵議員（以下「秋田議員」という。）に支出した令和元年度及び2年度における政務活動費のうち、秋田議員事務所に設置されたとしているソファ及びプロジェクターの購入に充てられた事務費16,040円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう市長に対し勧告することを求めている。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実がある場合に、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。
- 3 秋田議員事務所の201号室賃借料には、政務活動費のうち事務所費が充てられているが、令和3年8月19日付け3川監第447号及び同年10月22日付け3川監第597号により公表された監査結果において、違法な支出であるとして、秋田議員に対して返還を求めること等を市長に勧告している。
- 4 請求人によると、本件ソファは令和2年1月に購入され、201号室に設置されているものであり、201号室賃借料に充てられた事務所費が違法な支出であるならば、本件ソファの購入に係る事務所費も違法な支出である旨を主張している。  
しかしながら、ソファは容易に移動させることができる動産であり、また、秋田議員から提出された写真に映っているソファと、政務活動費のうち事務所費が充てられた本件ソファが同一のものであることを示す証拠は、請求人から何ら提出されておらず、本件ソファが特定されたとまでは言い難い。
- 5 また、請求人によると、本件プロジェクターは令和2年4月に購入されたものであるが、令和3年10月22日付け3川監第597号により公表された監査結果において、秋田議員から提出された写真にプロジェクターの存否を示す何らの記載がないことから、本件プロジェクターの購入に充てられた事務所費は違法な支出である

旨を主張している。

しかしながら、プロジェクターもソファと同じく容易に移動させることができる動産であり、写真に映っていないことをもって、直ちに不適切であるとは認められず、また、プロジェクターの購入に当たって、政務活動費のうち事務費が充てられたことが不適切であることを示す証拠は、請求人から何ら提出されていない。

6 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。